議案第五十九号

三朝町町営土地改良事業分担金徴収条例の全部改正について

次のとおり三朝町町営土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年六月二十九日

三朝町長　坂出雅己

昭和四拾六年六月廿九日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

三朝町々営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

三朝町々営土地改良事業分担金徴収条例（三朝町条例第四十九号）の全部を改正する。

（目的）

第一条　三朝町々営土地改良事業に要する経費について、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号。以下「法」という。）第九十六条の四において準用する法第三十六条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第三条に規定する資格を有する者に対して、金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

（経費の賦課）

第二条　前条の賦課の額（第七項に規定する賦課の額を除く。）は、各年度毎に、当該事業に要する経費のうち県から交付を受けた補助金の額を除いたものをこえない範囲内において町長が定める。

2　前項の賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法は、町長が定める。これを変更するときもまた同様とする。

3　前項の賦課の基準を定めるにあたつては、当該事業についてその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。

4　夫役又は現品は、それを金銭に算出して賦課しなければならない。

5　夫役を賦課された者は、本人自らこれに当たり、又は適当な代人をもつて履行させることが出来る。

6　夫役又は現品は、金銭をもつてこれに代えることが出来る。

7　三朝町々営土地改良事業のうち国の間接補助事業であつて町長が指定するものの施行に係る地域内の農地につき、法第一一三条の二項の規定による当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する前に知事が指定する場合にあつては、当該指定に係る年度）から起算して八年を経過しない間に、農地以外の転用が行なわれる場合または当該事業により畑として区画形質が変更され、もしくは造成されたものについて開田が行なわれる場合（当該転用に係る農地（

以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）の面積が知事の指定する面積をこえない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、転用農地につき、法第三条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当する額を第二項に規定する賦課の基準により当該転用農地又は開田農地に割り振つて得られる額（農地の農地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。

（賦課に対する異議の申立て等）

第三条　前条の規定により金銭、夫役又は現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定について異議があるときは、賦課を受けた日の翌日から起算して六十日以内に町長に対して異議を申し立てることができる。

2　町長は、前項の規定による異議の申し立てがあつたときは、四十日以内に申立人に通知しなければならない。

（急施の場合の特例）

第四条　法第九十六条の四において準用する法第四十九条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめ、その徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得たければならない。

（賦課徴収の延期等）

第五条　町長は、天災その他特例の事情がある場合に限り賦課の徴収については、この限りでない。

（その他の規定）

第六条　この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。